志 摩 市 教 育 委 員 会 会 議 録

１．会議の種類　　令和３年第８回定例会

１．招集年月日　　令和３年８月１３日（金）

１．開催年月日　　令和３年８月２０日（金）

１．開催場所　　志摩市役所４０５会議室

１. 招集をした者　　舟戸 宏一

１．委員数　　４名

１．出席委員　　濵口 茂之・森 かお子・山下 行重・森本 由加

１．欠席委員　　なし

１．会議に出席した者　　教育長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 舟戸 宏一

　　　　　　　　　　　　　教育部長　　　　　　　　　　　　　　　　　　 伊藤 幸記

教育総務課長　　　　　　　　　　　　　　　　 柴原 晃

　　　　　　　　　　　　　学校教育課長　　　　　　　　　　　　　　　　 澤田 真仁

　　　　　　　　　　　　　学校教育課副参事兼管理主事　　　　　　　　　 金光 孝裕

　　　　　　　　　　　　　総合教育センター長　　　　　　　　　　　　　 田畑 拓夫

　　　　　　　　　　　　　生涯学習スポーツ課長　　　　　　　　　　　　 山本 富紀

　　　　　　　　　　　　　国体推進室長　　　　　　　　　　　　　　　　 阿部 　亨

　　　　　　　　　　　　　こども家庭課長　　　　　　　　　　　　　　　 谷口 陽一

１．傍聴人　　０名

１．事　　　　　　　項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開　会  日程第　１  日程第　２  日程第　３  日程第　４  日程第　５  日程第　６  日程第　７  日程第　８  日程第　９  日程第１０  日程第１１  日程第１２  日程第１３  日程第１４  日程第１５  日程第１６  日程第１７  閉　会 | 開会時間　　　９時００分  会議録署名委員の指名　　３番　　山下　委員  教育長報告  議案第３２号　債権の放棄について（奨学金返還請求権）  議案第３３号　債権の放棄について（学校給食費債権）  議案第３４号　志摩市立中学校部活動指導員の任用等に関する規則の制定について  議案第３５号　志摩市総合型地域スポーツクラブ育成補助金交付要綱の制定につい  　　　　　　て  議案第３６号　志摩市幼稚園預かり保育条例施行規則の一部改正について  議案第３７号　志摩市一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱の一部改正につ  いて  議案第３８号　志摩市幼稚園預かり保育利用要綱の一部改正について  議案第３９号　令和３年度補正予算（第６号）（案）について  報告第４３号　令和３年度第１回一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査結果について  報告第４４号　志摩市総合教育センター運営委員会委員の委嘱について  報告第４５号　令和３年度第１回社会教育委員会議の協議内容について  報告第４６号　志摩市スポーツ施設整備基本計画策定にかかる施設の現況評価につ  いて（答申）  報告第４７号　三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催の可否等の基本的な考  え方について  報告第４８号　志摩幼保園高台移転事業について  その他協議・報告案件について   1. 各課からの報告 2. その他   閉会時間　　１０時３３分 | | |
| 教育長  **日程第１**  教育長  委員  **日程第２**  教育長  委員  教育長  委員  教育長  各委員  教育長  **日程第３**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第４**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第５**  教育長  事務局  教育長  委員  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第6**  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  事務局  委員  事務局  教育長  委員  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第7**  教育長  事務局  教育長  委員  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第８**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第９**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第10**  教育長  事務局  事務局  事務局  教育長  委員  事務局  教育長  委員  事務局  委員  事務局  委員  事務局  委員  事務局  委員  事務局  教育長  各委員  教育長  各委員  教育長  **日程第11**  教育長  事務局  教育長  委員  教育長  委員  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第12**  教育長  事務局  教育長  委員  事務局  委員  事務局  委員  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第13**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第14**  教育長  事務局  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第15**  教育長  事務局  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第16**  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長  **日程第17**  教育長  事務局  事務局  事務局  事務局  事務局  教育長  各委員  教育長  事務局  教育長  各委員  教育長 | | 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから令和３年第８回定例教育委員会を開会します。事項書の日程に従いまして進めさせていただきます。  **会議録署名委員の指名**  日程第１、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、３番山下委員を指名します。  よろしくお願いします。  **教育長報告**  日程第２、教育長報告については、お手元に配付のとおりでございます。  教育長報告について、質疑はございませんか。委員。  水産高校と志摩高校の活性化協議会と南勢志摩地区高校活性化協議会が行われていますが、協議内容を教えてください。  水産高校、志摩高校それぞれ定員割れの状況の中で、活性化の会議をずっと重ねてきております。今年度が一定の結論を出す年度になっており、そこで、それぞれの高校から、これまでの取り組みを総括する会議になっています。水産高校においては、地元の課題を地元の人と解決するような特色のある取り組みであったり、それを発表する取り組み、或いは基礎学力をつけるための取り組みが紹介されたり、志摩高校においても、基礎学力の定着と、志摩学と言われる地域学習、それから進路保障というような取り組みの話も出ております。ただ、両校とも定員が割れておりますし、決して増える方向には行っていないという厳しい状況でありますので、引き続き、活性化に向けて、取り組んでいきたいということと同時に、子どもたちが減ってきている状況の中で、学級数が減れば先生の数も減りますので、教育活動の保障という面では、先生方も大変苦労しているという現状も聞かせてもらっております。ただ、教育委員会として意見を述べさせてもらうのは、両校とも、地元の高校として大事な学校ですので、ぜひとも残して欲しいし、小規模で小回りの利く学校として、存続をお願いしたいということは、この南勢地区の活性協議会の中でお話はさせてもらっています。夏休み中もう１回ありますが、南勢地区の活性協議会は、決して結論が出る会議ではありません。いろんな話を聞いて、今後どうしていくかということになります。今年度、どこかの時点では、志摩高校、水産高校、あと鳥羽高校、南伊勢校舎を含めた、南勢地区の高校をどうしていくのか、或いは、伊勢の専門学科である伊勢工業、宇治山田商業、明野の方も、クラス数としては、適正規模ぎりぎりになっております。これからの生徒減に関わって、そういった高校をどうしていくのかという話が、詰められています。そのような意見交換をしている会議です。  ありがとうございます。  他よろしいでしょうか。  （質疑なし）  他に質疑がないようですので、次へ進めます。  **議案第32号　債権の放棄について（奨学金返還請求権）**  日程第３、議案第32号、債権の放棄について（奨学金返還請求権）を議題とします。本案について事務局からの説明を求めます。  事務局。  それでは資料２ページ３ページをご覧ください。こちらの債権放棄につきましては、２ページの左下にございますが、奨学金返還の市が求める権利を放棄するということで、件数につきましては68件ということでこの奨学金返済の、各月単位の月額を合わせて68回分で68件となっております。額につきましては73万7,500円ということで、右側の方に債権の内訳で別に表しておりますが、番号１番の方につきましては12万円、番号２番の方につきまして61万7,500円ということで計73万7,500円になっております。今回の債権放棄につきましては、市の会計処理上の不納欠損という処理が、１番の方については平成21年度末、２番の方につきましては、平成22年度末に、不納欠損という処理は終わっていますが、ただ民法上の債権の放棄という手続きが行われていなかったことから、今回、他会計の水道でありますとか住宅の家賃とか、不納欠損処理はしていますが債権放棄がしてなかったということで、合わせて９月議会に上程すべく、今回、教育委員会に上程させていただきました。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。  説明がありましたが質疑はございませんか。  （質疑なし）  それでは、採決に移ります。議案第32号について承認される方は挙手願います。  （挙手）  挙手全員です。よって議案第32号は可決されました。  **議案第33号　債権の放棄について（学校給食費債権）**  日程第４、議案第33号、債権の放棄について（学校給食費債権）を議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。  事務局。  資料は４ページ５ページとなります。こちらにつきましても、下に記載してございますが、学校給食費の滞納分について債権を放棄する内容となっております。件数は43件、額につきましては16万2,075円ということで、右側に明細の内訳がございますが、令和元年度の不納欠損分としまして２人みえます。  １番の方につきましては4万3,365円。２番の方につきましては2万730円ということで、こちらは２人とも破産手続きをとられたということで、基本は債権の民法上の処理は破産手続きで終わっていますが、ただ議会への報告等を含めて、債権放棄の手続きが取れてないのでこちらも合わせて上程させていただきます。その下の欠損未実施分ということで、３番の方が見えます。この方の債権額9万7,980円で、債権の期間を見ていただきますと、平成17年から、平成20年３月までということで、この方生活困窮ということで具体的には生活保護を受給しているという中で、他にも債権がございまして、債権放棄をする中で、費用対効果であるとか、今後、職員が労力を費やしたところで、なかなか、難しいっていうところでは一つの債権放棄の判断になってくることから今回、債権放棄を同じように上程いたします。よろしくお願いいたします。  説明がありましたが質疑はございませんか。  （質疑なし）  質疑はないようですので採決に移ります。  議案第33号について、承認される方は挙手をお願いします。  （挙手）  挙手全員です。よって、議案第33号は可決されました。  **議案第34号　志摩市立中学校部活動指導員の任用等に関する規則の制定について**  日程第5、議案第34号、志摩市立中学校部活動指導員の任用等に関する規則の制定についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。  事務局。  議案が６ページ、資料が７ページ以降となっております。この部活動指導員について、ねらいとしては大きく２点ございます。１点目は、部活動の質的な向上ということで、実態として、その競技の経験のない先生が顧問をされている、そういった状況もあります。そういった部分の解消に繋がるようにというのが１点目です。２点目につきましては、先生方の働き方改革の側面での導入となります。その分、時間を、例えばこの教材研究だったり、個別の面談が必要な生徒がみえる状況があったら、その対応とかそういったことに時間をあてられればというところがあります。この部活動指導員につきましては、部活動指導員配置促進事業という、補助事業がありまして、それを市がやっていくに当たりましては、報酬であるとか勤務条件の部分で、市としても定めるものが必要となりますので、今回規則という形で、新たに制定できればというものでございます。条文に沿って概略を説明させていただきます。第１条は、趣旨の規定で、部活動指導員の任用等に関し必要な事項を定めるとしております。第２条が、身分となっておりまして、市の会計年度任用職員となります。第３条が、任用についてで、任用するのは志摩市教育委員会で、第２項で、資格要件を記載しております。第１号は、教員免許を持っているということ。それから、次のページの第２号では、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度の競技別指導者資格を有する人としております。第４条は、職務についてで、１号から６号まで定めております。第５条が、任用期間で、会計年度の期間の月を単位とするとしております。第６条が、勤務時間となっております。この勤務時間、それから、次の第７条の報酬につきましては、補助事業に則った形となっております。第７条が、先ほど申し上げましたけど報酬の規定で、第１項では費用弁償についての規定を記載しております。第８条が公務災害の規定、第９条が服務についての規定、第10条が解職についての規定で、11条でその他となっております。10ページ以降は必要な様式となっております。説明は以上です。  どうぞよろしくお願いいたします。  説明ありましたが、質疑はございませんか。  委員  こういった規則を制定して、やっていただいて結構ですけども、こういったようなものを確実な、充実したものにするためには、生涯学習スポーツ課との横の連絡で、こういったような指導員を、資格のある指導員を作るとか、考えていただいて、十分連携を取ってやっていただいたら結構かと思います。  無理に会計年度任用職員のあれに当てはめたり、いろんなことやっていますので、これですと、やはりこれだけの手当で、その人もやっていけるのかということになってくるとまた問題もありますし、そういうようなところなんかも、またいろいろ検討していただいて、今後、そういうよりよいものにしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。  生涯学習スポーツ課それから関係するところとしっかり連絡を取り合いまして、いいものになっていくように、検討を重ねて参りたいと思っております。  よろしいでしょうか。  説明がありましたが質疑はございませんか。  （質疑なし）  それでは、採決に移ります。議案第34号について承認される方は挙手願います。  （挙手）  挙手全員です。よって議案第34号は可決されました。  **議案第35号　志摩市総合型地域スポーツクラブ育成補助金交付要綱の制定について**  議案第35号、志摩市総合型地域スポーツクラブ育成補助金交付要綱の制定についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。事務局。  志摩市総合型地域スポーツクラブ育成補助金交付要綱の制定についてご説明させていただきます。資料は13ページからとなります。本要綱は、第1条にございますように総合型地域スポーツクラブの育成を図り、地域のスポーツ及び文化活動の振興や市民の健康増進に寄与することを目的に、総合型地域スポーツクラブ及びその設立のために設置された設立準備委員会に対し、志摩市総合型地域スポーツクラブ育成補助金を交付することについて必要な事項を定めるものでございます。第3条をご覧ください。補助対象者は、総合型地域スポーツクラブ、またはその設立準備委員会となっております。第４条と別表第１をご覧ください。補助対象事業といたしましては、３つの事業があります。１つ目が、総合型地域スポーツクラブ創設支援事業でございます。これは、設立準備委員会に対し、会議の開催や、会員獲得のために行う教室やイベントの開催などに要する経費の補助をしていきます。上限は120万円となっております。２つ目は、総合型地域スポーツクラブ活動支援事業です。これは総合型地域スポーツクラブの理事会、運営委員会、部会等の開催経費や各種教室や大会等の開催に要する経費など、300万円を上限に補助をしていきます。３つ目は、総合型地域スポーツクラブクラブマネージャー等設置支援事業でございます。これは、クラブマネージャーの設置、及びその他クラブの運営に必要または設置が望ましい、有資格者を配置する際に、240万円を上限に補助をしていくということとさせていただいております。第７条をご覧ください。補助の期間といたしましては、創設事業が初年度から継続して最長２年間、活動支援事業とクラブマネージャー等設置支援事業が初年度から継続して、５年間となっております。市内にはすでに３つの総合型地域スポーツクラブが設立されていますが、これらの団体には補助金交付要綱がないまま、設立支援事業及び補助金交付がなされてきました。この補助金の財源といたしまして日本スポーツ振興センターから、スポーツ振興くじ助成金を受けておりまして、このたび、当該助成を受けるに当たりましては、補助金交付要綱が必要ということに改まったことと、補助金を支出するためには、やはり支出根拠を明確にする必要があると考え、本要綱を制定しようとするものでございます。なお、クラブマネージャー等設置支援事業は、活動中のスポーツクラブにつきましても今後の対象となって参ります。志摩市総合型地域スポーツクラブ育成補助金交付要綱の制定についての説明は以上とさせていただきます。ご審議の上承認いただきますようお願いをいたします。  説明がありましたが、質疑はございませんか。これは、活動中の３クラブについては、３つ目のものだけが対象になりますか。  既存の３クラブについては、、一つ目の事業は、既に設立されているため、二つ目の事業についは、５年間の交付を終えていますので対象になりません。三つ目の事業については、いずれのクラブも交付を受けていませんのでも三つ目の事業だけが対象となります。  ３つ目しかないということですね。新たに立ち上がるところについての規定というふうなところで、１、２があるということですか。  はい、そうです。  志摩市内の３つのスポーツクラブは、創設時の資金として日本スポーツ振興センターからのスポーツ振興くじ助成金とか、当時の日本体育協会からの設立準備金で設立しました。当初余裕があると思うような資金があり会員の会費等を低額で設定しました。そのため運営費等で苦労をしていると思います。魅力のあるものを作って、会費で運営できるよう、初めから取り組んでいかないと、将来の運営が難しくなると思いますので、そういう点も考慮に入れて、よろしくお願いします。  ありがとうございます。設立準備委員会の段階から、生涯学習スポーツ課の職員も、委員の１人として加わりながら、将来的なことも見据えて運営ができるように努めておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。  いずれにしても継続した取り組みができるかということは、常に意識をしながら、制度を考えないといけないというご指摘だったと思いますのでよろしくお願いします。  市民の誰もが運動できる体制を作っていただいて、中学校の部活動を受け入れるとか、いろんな面で、これからもっともっと必要になると思いますので、そういうこともよろしくお願いします。  はい。  他よろしいでしょうか。  （質疑なし）  他にないようですので、採決に移ります。議案第35号について、承認される方は挙手願います。  （挙手）  挙手全員です。よって議案第35号は可決されました。  **議案第36号　志摩市幼稚園預かり保育条例施行規則の一部改正について**  日程第7、議案第36号、志摩市幼稚園預かり保育条例施行規則の一部改正について議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。  事務局。  今回規則が１つ、それから要綱が２つ、合計３つの一部改定をさせていただきます。まず最初に、志摩市幼稚園預かり保育条例施行規則の一部改正について説明をさせていただきます。資料のページとしては17ページからになります。特に21ページの新旧対照表を見てもらうと分かりやすいです。改正の内容としましては、幼稚園で、預かり保育の利用を希望する場合に、その時に提出をしていただく預かり保育の利用願いという様式がありますが、この様式を変えますということです。預かり保育の場合、通年で利用する場合と、１日、要は、急に預かってほしいというふうに利用する場合の２パターンありますが、通年利用の場合は、これまでの様式で問題ありませんが、急に預かってほしいという時の利用の部分については、記入する必要のない箇所もあったことから様式のほうで省略できる欄がある旨を表記したり、あと様式中の押印を省略、廃止の方向にありますので、押印欄を除いたりという改正となります。以上です。  説明ありましたが、質疑はございませんか。  利用者がより利用しやすくなるということですか。  はい。  他に質疑はございませんか。  （質疑なし）  それでは、採決に移ります。議案第36号について承認される方は挙手願います。  （挙手）  挙手全員です。よって議案第36号は可決されました。  **議案第第37号、志摩市一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱の一部改正について**  日程第８、議案第第37号、志摩市一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱の一部改正について、事務局から説明を求めます。事務局。  はい。２つ目として、志摩市の一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱の一部改正についての説明をさせていただきます。資料は22ページからです。こちらにつきましても、27ページからの資料で、新旧対照表を見てもらったほうが分かりやすいと思います。国が出してくる子ども・子育て支援交付金の交付についてというものがありまして、その一部改正がありました。そのことに倣って、市のほうの要綱につきましても、改正をする必要があるということで、あげさせていただきました。主に、一時預かり事業の実施においては、現行と同じ要件、つまり教育保育の従事者をすべて、保育士とか、幼稚園教諭の免許の保有者とする場合は、現行の二倍の加算額となって、現行の要件を満たさない場合であっても、教育保育従事者の２分の１を保育士とか、幼稚園教諭の普通免許状の保有者とする場合だったら、現行の加算額と同額の1,446,200円で、また一時預かり事業の実施についての一部改正についてというところの、におきまして、一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）というものがありますが、これにおける設備基準及び教育保育の内容等、職員の配置について規定する規則が修正されてきたので、それに準じて市の要綱も改正するということになります。国が変えてきたもので、市の要綱もそれに合わせて変えるという改正です。以上です。  説明がありましたが質疑はございませんか。  （質疑なし）  質疑はないようですので、採決に移ります。議案第37号について承認される方は挙手願います。  （挙手）  挙手全員です。よって議案第37号は可決されました。  **議案第38号、志摩市幼稚園預かり保育利用要綱の一部改正について**  日程第９、議案第38号、志摩市幼稚園預かり保育利用要綱の一部改正についてを議題とします。事務局から説明を求めます。  事務局。  資料としましては30ページからですけれども、これも新旧対照表の32ページを見てください。幼稚園で、1日の預かり保育を利用する場合、緊急ですね、現要綱では、保護者が前日までに利用願を提出して、教育委員会は、利用の諾否を保護者に通知しなければならないという決めになっていますけれども、緊急の利用の場合に、利用の性質上、先ほども言わさせていただきましたが、前日までに分かった時は、それでよかったのですが、やはり運用の中では、当日に預かって欲しいと言った時には、そこは変だというところが出てきましたので、そこら辺の部分についての改正を行います。また、利用の諾否の通知は、やりとりをしてからうちが受け入れるということでは時間がかかるし、手間もかかるし、といったところもあるので、口頭によるものとして、利用の諾否の決定に際して、審査を行う暇がないときは、幼稚園現場で対応を完結する必要がある時は、幼稚園長がその決定を行うことができるようにということでの改正です。これも先ほど、委員から言ってもらった保護者が利用しやすいということの回答となります。以上です。  説明がありましたが質疑はございませんか。  （質疑なし）  それでは、採決に移ります。議案第38号について承認される方は挙手願います。  （挙手）  挙手全員です。よって議案第38号は可決されました。  **議案第39号、令和３年度補正予算（第6号）（案）について**  日程第10、議案第39号、令和３年度補正予算（第６号）（案）についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。３課に渡りますので、質疑は各課説明後一括して行いたいと思いますので、ご了解ください。事務局。  学校教育課の関係といたしまして、歳入が34ページに歳出が35ページとなっております。今回の補正予算につきましては、要因が２点ございまして、１点目は、新型コロナウイルス感染症対策によるものです。もう１点は、GIGAスクール構想に基づいて導入をした、タブレット端末の修理に関するものとなっております。まず歳入ですが、中学生海外派遣事業個人負担金となっております。これに関連する歳出が35ページの学校教育課欄の、番号２のところに歳出が載っております。この中学生海外派遣事業につきましては、新型コロナウイルス感染の世界的な状況も踏まえまして、今年度実施を見送るということで、歳入歳出とも、全額すべてを減額する。という形となっております。それから、引き続き歳出についてですが、番号１小学校学事一般経費につきましては、修学旅行の行程を変更したことによりまして、キャンセル料が発生しております。これについてはどうしても避けることができなかったという状況もありまして、キャンセル料4万5,000円は鵜方小学校分を計上しております。それからもう１点、これも鵜方小学校の関係ですが、プールの指導を中止しましたので、その関係で、プールの監視員、夏休みのプールの監視員に関する保険料12万5,000円も減額としております。それから、中学生海外派遣事業は先ほど申し上げた通りでございます。次の中学校学事一般経費についてですが、児童生徒１人１台タブレットを本格的に使い始めましたところ、持ち運びの際に落としてしまう、そういったことがありまして、修理の見込みの件数、それから、１件当たりの修理の金額が、当初想定したものを上回っているという状況がありますので、備品修繕料として、28万円を増額して52万というものとなっております。以上です。  総合教育センターについては、歳出の方で35ページの一番下から3段目のところです。総合教育センター事業ですが、今年度、総合教育センター施設の空調機器改修工事を実施しており、工事に係る施工監理業務について当初予算で委託料を計上していたのですが、この業務を市役所建設部の営繕室が行なうこととなったことから不要となったため、36万3,000円を減額するものであります。以上です。  生涯学習スポーツ課の補正としまして、先ほど説明をさせていただきました、総合型地域スポーツクラブの育成補助金に係る部分となってございます。歳入といたしまして、totoの方からですね、スポーツ振興くじの助成金といたしまして、86万4,000円の内示をいただきまして、歳入として計上させていただいております。その財源をもとに、補助金の交付要綱に従いまして、スポーツ振興調整金といたしまして120万円、これにつきましては現在仮称阿児大王地区総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会というものが発足をしておりまして、令和４年４月の設立に向けて今動き出しているということで、その団体に対して120万円の助成をしていきたいということで、計上させていただいております。以上でございます。  三課まとめての説明になりました。  一括して、質疑を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。委員。  中学校学事一般経費の所で、タブレットの持ち運びの際、落下等による破損が増加というふうになっておりますが、タブレットの持ち帰りの状況等がわかりましたら教えてください。  現在、夏休み中ではありますが、持ち帰りについては各学校でやっていただいております。夏休み中の持ち帰りにつきましては、学校によって持ち帰りを行っていないところもあります。夏休みの期間中持ち帰っていただいて、学習のソフトが入っておりますので、それを利用して学校によっては、健康観察ということで遠隔で学校とつないで実施しているところもある状況です。  他よろしいでしょうか。  予算のことではないのですが関連してお願いします。仮称阿児大王地区総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会が、発足したということになっておりますが、阿児大王で一つのものを作るというようなものですか。  今まで、旧町単位で３つのスポーツクラブが立ち上がっていましたが、あとは阿児地区と大王地区がなかったということで、それぞれにできないかというような動きではありましたが、なかなかそれぞれというのが、難しいという情勢の中で、今回、中心となっていただいているのは、大王のほうになりますが、一緒にというような形で、これで全地域網羅できるということで、現在取り組みをいただいております。  その設立準備委員会のメンバーも全部そろっているわけですか。  はい。  スポーツクラブですので、やろうとする競技についてはどのようなものをしようとしているか決まっていますか。  競技としまして総合型ですので、現在あるスポーツクラブと同様に、広くいくのかなとは思いますが、ただ中心に考えているのはサッカーとなります。  総合型のスポーツクラブですので、他の競技といったようなものをやろうとする場合、作る時に計画をしていたほうが、いいのではないかというように思います。３つのクラブは、会費であったり、運営費であったり指導者の確保であったりというようなことで、苦労しています。１つの競技だけではなしにほかのこともできるようなことで、スタートをしていただきたい。  ありがとうございます。現在協議の中で、サッカーが中心にはなってきますが、当然その他の総合型ということで十分、認識していただいておりますし、スポーツに限らず、スポーツクラブに求められているものは文化活動と言うところもありますので、そのあたりも含めて取り組んでくださいとか、充実していただくということで進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。  市内の３つのスポーツクラブは、それぞれが苦労して運営しています。設立にあたって、今のスポーツクラブの理事長、事務長が来ていただいて、今、困っていることはどんなことなのかとか、こういうふうにしたらいいとかいうようなことも参考に聞いていただくといいと思います。  また参考にさせていただいて、円滑にクラブの設立を進めさせていただきます。  他に質疑はありませんか。  （質疑なし）  他に質疑がないようですので、採決に移ります。議案第39号について承認される方は挙手願います。  （挙手）  挙手全員です。よって議案第39号は可決されました。  **報告第43号、令和３年度第１回一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査結果について**  日程第11、報告第43号、令和３年度第１回一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査結果についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。  事務局。  報告第43号、令和３年度第１回、一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査結果につきましてご報告をさせていただきます。資料としましては、37ページをご覧ください。本年度につきましては、いじめの防止、早期発見、早期対応等の取り組みとして、年間４回のアンケート調査の計画を立て、第１回目を６月上旬に実施しました。調査結果が示す通り、今回のアンケート調査におけるいじめの認知件数は、小学校が８件、中学校が18件、計26件でありました。また、アンケート以外からの認知件数もあります。具体的な数字は、７月末の時点で全38件。ちなみに小学校が15件、中学校が23件であります。一学期末でこの件数ですので、昨年度に引き続き、いじめの認知件数は増加傾向にあります。少しずつではありますが、認知に関する意識や対応の変化であると考えております。本年度におきましても、年度初めの校長会にて、いじめ見逃しゼロの提言を、教育長より、各学校長に提案していただきました。その上で、各学校においていじめの定義を再確認するとともに、いじめの積極的な認知について、意識改革や取り組みの推進を行ってきました。いじめはどこの学校でも、どの児童生徒にも起こりうる問題であるととらえることで、いじめは見逃さないという意識変化に繋がり、ささいなことであっても、いじめの定義に基づいて、いじめの事案として報告があったことで、認知件数の増加に繋がっていると思われます。地道な取り組みではございますが、ひとつひとつ積み上げながら、これまで以上にいじめの定義や、いじめの認知に関する感度を高め、いじめ見逃しゼロへの定着につなげていきたいと考えています。今回報告された、いじめの事案の内容としましては、児童生徒の生命または身体の安全が脅かされるような重大な事案にいたると考えられる事案はありませんでしたが、ＳＮＳにかかわる事案に関しては１件もありませんでした。このことは、もしかしたら、見過ごされてしまっているということも考えられ検証が、必要だというふうに考えています。また、各事案の対応におきましても、事案の大小にかかわらず、まずは児童生徒の思いを丁寧に聞き取り、被害者側の心のケア、保護者への説明として、加害者側への指導、保護者対応等、適切な対応を行っています。  昨年度より、いじめ不登校対策連絡会議を通して、事案そのものの検証や、指導主事の積極的な学校との協議、３ヶ月を目安とした経過観察の体制が構築できたので、フィルター役としての取り組みを、昨年以上に強化していきたいと考えています。最後になりますが、関係資料ということで、38ページの方をご覧ください。令和３年度のいじめ防止対策に係る主な取り組みを記載させていただきました。令和元年度の事案を受け、これまで新たな取り組みや、体制づくりの構築として、既存の取り組みへの工夫などいろいろな活動を通じて、対策等を行ってきています。認知件数の増加や、意識改革、学校と教委、総合教育センターが連携した体制づくりなど、少しずつ成果として現れていますが、これまで以上に組織力を強化し、子供たちの安全、安心な居場所づくり、学校づくりに務めていきたいと思います。  説明がありましたが、質疑はございませんか。  コロナ禍の中で、児童生徒の様々な生活面での鬱積も多くなってきているように思います。これまで以上に安心安全な学校づくり、また、環境づくりといったものを、より一層推進していただきますようよろしくお願いします。  委員。  説明の中で、意識改革という言葉がございました。先生方のいじめに対する意識というものは大事ですが、子どもたちがこういうことを言ったら相手が嫌がっていじめになる。そういう意識というものは、日々の教育活動の中で指導とか支援を細かくしていただいていると思いますが、そういう子どもたちの意識改革について、現状はどんな状態ですか。  そこの部分を、いろんな場面で、考えていかなくてはいけないし、自分たちが身に付けさせていかないといけない力だと思います。そういう意味で、今回のアンケートに関わって、嫌な思いをした場合は、もういじめなんだと、嫌な思いをしたら、手を上げていこうというようなことを、子どもたちも教職員にも徹底してこうと思います。  他にありますでしょうか。  （質疑なし）  他に質疑はないようですので、報告第43号は了承されました。  **報告第44号志摩市総合教育センター運営委員会委員の委嘱について**  日程第12、議案第44号、志摩市総合教育センター運営委員会委員の委嘱についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。  事務局。  39ページからになります。「志摩市総合教育センター運営委員会委員の委嘱」につきまして説明します。「志摩市総合教育センター設置条例」第８条第１項におきまして、「センターの運営を円滑にするため、志摩市総合教育センター運営委員会を設置する。」ことが定められており、第２項では、運営委員会の組織及び運営に必要な事項は、別に定めるとしています。運営委員会の組織にかかる事項については、「志摩市総合教育センター設置条例施行規則」第４条第１項で「条例第８条の規定に基づく志摩市総合教育センター運営委員会は、委員10人以内で組織する。」としており、第２項において、各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱することが定められております。40ページをご覧ください。運営委員会委員の一覧となっております。選出区分が記載されていますが、同項の第１号委員の学校関係者では、校長会より選出いただいた、東海小学校の上村校長、文岡中学校の寺本校長を、それから、教職員として指導教諭である鵜方小学校の井上先生と磯部中学校の樋田先生を、また、園長会より選出いただいた大王幼稚園の中森園長を、第３号委員の識見を有する者では、福祉関係者として志摩市民生委員児童委員協議会連合会主任児童委員の小椋さんを、第４号委員は、前３号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める者ということで、保護者の代表として市PTA連合会から選出いただいた岩城さんを、また、地域住民として、元設立準備委員の野村さんを、合わせて８人の方に委嘱をするものです。任期につきましては、同規則第６条第１項で「委員の任期は２年とする」と定められていることから、令和３年４月１日から令和５年３月31日の２年間とします。  説明がありましたが、質疑はございますか。  委員。  学校関係者の次に、教育委員会が推薦する教育委員っていうのがあって、そういうような役をさせていただいていましたが、教育委員会が推薦する教育委員は必要ないのではないかと思います。この任期は３月末に終わりでよろしいですか。  はい。  今までの方々に、こういうことで、次の新しい方になりました。今までありがとうございましたということは言ってあるのですか。  すいません。先ほどの、まず２号委員教育委員ということで、ここに掲げられておりますが、おっしゃられた通り、教育委員会委員ということにつきましては、運営委員会の関わりという観点から、今回、委嘱の対象から外させていただいたということでございます。他の委員に対してやったっていうことではございません。  それからなぜこういう事を言うかと言いますと、コロナ禍で、書面決裁であったり、全然顔も合わずに、終わっていくのかというと、やっぱりお礼ぐらいは言ってもらったほうがいいと思いますので、よろしくお願いします。  はい、わかりました。  他にございませんか。  （質疑なし）  他にないようですので、報告第44号は承認されました  **報告第45号令和３年度第１回社会教育委員会議の協議内容について**  日程第13、報告第45号令和３年度第１回社会教育委員会議の協議内容についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。  事務局。  令和３年度第１回社会教育委員会議の協議内容について、ご報告いたします。資料は、41ページからです。会議は、７月８日（木）午前10時から本庁４階会議室において委員８名中５名の出席をいただき開催しました。この委員会は従来、委員長等を選出せず運営してまいりましたが、要綱を見直し、令和３年度から委員長を選出することとなり、委員長に小川さんを、副委員長に田畑さんを選出しました。議題といたしましては、令和２年度の事業報告及び令和３年度の事業計画についての２件ありました。委員からは、文化芸術推進事業補助金の補助額及び事業費に関する質問をいただきました。その他の項で、委員からは「公民館講座などを見学して意見をまとめたい」や「市民会議など関わっている団体を通じて意見を伝えたい」などの意見をいただきました。以上で第１回社会教育委員会議の報告とさせていただきます。  説明がありましたが、質疑はございませんか。  （質疑なし）  質疑はないようですので、報告第45号について承認されました。  **報告第46号 スポーツ施設整備基本計画策定にかかる施設の現況評価について（答申）**  日程第14、報告第46号　志摩市スポーツ施設整備基本計画策定にかかる施設の現況評価について（答申）を議題とします。  志摩市スポーツ施設整備基本計画策定にかかる施設の現況評価について、ご報告いたします。資料は、44ページと本日配布しましたものになっております。去る７月28日に志摩市スポーツ推進審議会に対し諮問しました「志摩市スポーツ施設整備基本計画策定にかかる施設の現況評価」につきましては、教育委員会が所管するスポーツ施設の中で基幹施設として「浜島Ｂ＆Ｇ海洋センター」「浜島ふるさと公園」「志摩Ｂ＆Ｇ海洋センター」「志摩総合スポーツ公園」「長沢野球場」「長沢多目的広場」「磯部ふれあい公園」「磯部プール」「賢島スポーツガーデン」「阿児ふるさと公園テニスコート・多目的広場」を基幹施設として充実させていき、その他の社会体育施設については、用途変更等を検証していくといった答申をいただいています。なお、いただいたご意見といたしましては、施設の用途変更・用途廃止はやむを得ないものと考えられるが、スポーツ人口の増を図るような施策の展開や、施設の用途変更・用途廃止に伴って、利用する施設が遠くなるなどの理由でスポーツ離れが進むことが無いよう、特に、子どもたちへの配慮を求める声が寄せられました。本日、追加で配布させていただいた資料をご覧ください。この資料は、昨日の議会全員協議会で配布させていただいた資料でございます。スポーツ施設整備基本計画策定に係る基本方針を説明させていただき協議を行いました。資料３ページをご覧ください。基本方針１といたしまして、まず施設を分類して役割分担を明確にしたいと考えています。具体的には、継続して使用する施設と用途変更・用途廃止を検討する施設に分類し、継続して使用する施設については、さらに市の核となる施設と日常的なスポーツ活動の場となる施設に区分し、対応していくこととしています。市の核となる施設については、利用者の多様なニーズに対応できる様々な種目のスポーツが行え、市民大会等の会場となるような施設を想定しています。また、だれもがそこに行けば、いつでも気軽に楽しめるコミュニケーションの場となる施設、さらにはスポーツ合宿の誘致が可能な施設を想定しています。日常的なスポーツ活動の場となる施設は、小規模であっても、市の核となる施設を補完できる施設で、市民に身近で、より日常的に気軽に利用していただける施設を想定しています。用途変更・用途廃止等を検討する施設につきましては、基準に示す施設を想定していますが、今後選定にあたっては、施設毎に、利用者や地元自治会、地域の方々とていねいに相談・協議を行い、検討を進めてまいります。やむを得ず、用途変更・用途廃止を行った場合においても、これらの施設の利用者がスポーツ活動を継続できるよう配慮し、活動場所を確保するなど支援に努めることとします。資料４ページをご覧ください。基本方針２といたしまして、施設の利活用・整備について、大きく４つの視点をお示ししています。施設それぞれの魅力・特性の最大化、安全・安心な施設の提供、利活用の促進、効率的な運営を図るとともに、新しいニーズを捉えた、時代に即した施設整備を進めていくこととしています。個々の施設については、今後、現状分析、時代変化や市の将来予測などを十分に行ったうえで、下段の表に示す「改修」「維持修繕（現状機能の維持）」「用途変更」「用途廃止」を検討することとしています。この２つの基本方針を示させていただきまして、今後計画の策定を進めていきます。以上で、志摩市スポーツ施設整備基本計画策定にかかる施設の現況評価についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。  事務局。  昨日の市議会に報告しました本日配付した資料について、若干補足説明いたします。今後の方向性として今進めているスポーツ施設の基本計画について議会で協議していただきましたが、概ね大きな方向性としては、皆さんにご理解いただきました。５ページに今後の予定ということで、10月にアンケートをとって、11月に今度施設ごとの整備の方針を示していって、12月ごろに、パブリックコメントを実施して２月ごろにある程度成果品を作成して、お示しできるような計画になりますが、昨日の全員協議会につきましては概ねの方向性としては理解いただきましたが、11月に示すこととなります施設ごとの整備については、いろいろ厳しい意見、応援してくれる意見をいただきまして、大きく集約しますと、二つの意見がございまして、一つは、利用者とか経済的な効率を考えて、きっちり整理していくべきではないかという意見、もう一つは、小さなところでも利用者があったら、その人たちが活用していくことを考えてほしいという意見。正反対の意見をいただきました。私たちが進めていくうえで志摩市スポーツ推進計画が基本理念としてございまして、そこにうたわれております、誰でもいつでも気軽に楽しめるスポーツ推進としまして、スポーツ推進の観点からの視点が大事となってきますので、その観点を加味して進めていきたいと思っています。  説明がありましたが質疑はございませんか。  （質疑なし）  質疑がないようですので、報告第46号は承認されました。  **報告第47号三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催の可否等の基本的な考え方について**  日程第15　報告第47号三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催の可否等の基本的な考え方についてを議題とします。本案について事務局に説明を求めます。  事務局  三重とこわか国体・三重とこわか大会新型コロナウイルス感染防水対策基本方針についてご説明させていただきます。資料48ページからの三重とこわか国体・三重とこわか大会新型コロナウイルス感染防止基本方針を御覧ください。55ページの中段、10開催可否検討のための基本的な考え方について説明させていただきます。新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令又はまん延防止等重点措置が公示された場合　ア：全国が緊急事態措置区域となった場合、中止を視野に入れ、総合的に判断する。 イ：三重県以外の都道府県が緊急事態措置区域となった場合、中止も視野に入れ、総合的に判断する。 ウ：三重県が緊急事態措置区域もしくはまん延防止等重点措置区域となった場合、中止を視野に入れ、総合的に判断する。 国体・大会開催可否検討スケジュールについては、58ページを御覧ください。直近では、８月14日、会期前競技開始３週間前の情報になります。現在、三重県内にまん延防止等重点措置区域となっており、「中止を視野に入れ、総合的に判断する。」となっておりますが、８月17日の三重県知事の発表では、一律無観客での開催とし、９月４日から始まる会期前競技については開催することになっています。志摩市開催競技が含まれる９月25日から始まる会期中の競技会（ソフトボール、ボクシング、トライアスロン）の開催可否については９月４日時点で改めて検討することとなっています。以上で、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催の可否等の基本的な考え方についての報告とさせていただきます。  補足説明させていただきます。58ページをご覧ください。８月14日という部分がありまして、これは、先ほど説明しました55ページにありますインフルエンザのいろんなケースを県の実行委員が協議しました。その結果に基づいた話を一昨日の火曜日の８月17日に、県知事が発表しまして、無観客でやっていく方針ということになりました。それと同時に、国体は、９月25日開会式ですが、期間も全部の競技ができませんので先行してやるところがございます。４競技ございまして、水泳と体操とレスリングと柔道です。それについてはもう９月４日から始まります。それについては、無観客でやるということでの決まっております。ちなみに、体操が四日市、水泳が鈴鹿で、一部オープンウォーターだけが尾鷲、柔道・レスリングが津市のサオリーナでやるという形で決まっております。それで先ほど説明しました９月４日に、本大会の３週間前ということで、開催の可否をやるということになっていますが、実際にもう四日市と津などの感染者が出ているところでやっているので、無観客でやる方向が大きいのではないかと思っております。実際発表されるのは９月４日で実行委員会を開きますので２、３日あとに分かってくるのではないかと思います。  説明がありましたが、質疑はございませんか  （質疑なし）  質疑はないようですので、報告第47号については承認されました。  **報告第48号、志摩幼保園高台移転事業について**  日程第16、報告第48号、志摩幼保園高台移転事業についてを議題とします。  本案について、事務局から説明を求めます。  事務局。  昨日19日ですけれども志摩市議会全員協議会で、報告をさせていただきましたが、志摩幼保園高台移転事業の事業内容と事業スケジュールについて、前回も少しお話をさせてもらったことではありますが、だんだんと煮詰まってきたとういか、いい意味でちょとずつ進んできたので、今回、報告をさせていただきます。資料につきましては、61それから62の両面の部分で見ながら、見てもらったらいいと思います。市としては、これまでの説明させてもらったように津波浸水区域に今の幼保園が建っているというようなところから、早期に高台移転するというような必要性から、旧布施田小学校跡地を建設予定地として、事業を進め出しました。概算事業費につきましては、現段階の試算では建築工事の約6億6,000万円に、保護者からの要望の高かった市道和具布施田線の拡幅工事約6,000万円を加えて、合計で約7億2,000万円の事業費を想定しております。事業内容とスケジュールの現段階における予定ですけれども、令和３年度は用地確定測量や、地形測量の測量業務を行って、土地の所有者や地目など、土地に関する情報、それから土地の境界、現在の地形を調査・測量いたします。これらの業務につきましては、６月補正で認めていただきまして、現在進めておるところです。西側の信号交差点から、幼保園入口までの市道の拡幅につきましては、測量業務等の成果を基に、地権者と用地交渉を行います。この本事業では建築設計と道路設計を一体的に公募式プロポーザル方式で、設計者を選定することを予定しておりまして、第３款の民生費で９月の議会において、設計業務委託料として、令和３年度、４年度の２ヵ年の継続費によって、合計4,560万円の予算を計上させていただく予定です。またあわせて、不動産鑑定業務委託料として約30万円を計上させていただく予定です。事業の実施にあたっては、地元や保護者との協議を重ねて意見を十分取り入れながら進めていきたいと考えています。令和４年度には、地元や保護者等の意見交換をさらに重ねて、実施設計に反映していくとともに、公安委員会など関係機関との協議を進めて、年度内に確認申請を行い、工事発注の準備を行います。令和５年度は、建築工事を発注して、工事の進捗に合わせて、道路工事を発注して、早期の完成を目指していきます。工事の完成に合わせて、備品等の購入をして、引っ越しの引っ越しなどして、開設準備を行っていきます。令和６年４月までの開設の予定をしていますが、議会のほうからも、１日でも早くというようなご意見をいただいていますので、地元とか保護者の意見を十分加味しながらも、１日でも早く開設できるように、効率よく事業をやっていきたいなというふうに考えておるところです。説明としましては、以上です。  説明がありましたが、質疑はございませんか。  （質疑なし）  質疑がないようですので、報告第48号は承認されました。  **その他協議・報告案件について**  日程第17、その他協議・報告案件についてを議題とします。まず、①各課からの報告を求めます。質疑は各課の報告後、一括して受けたいと思いますので、ご了解ください。  資料63ページになります。教育総務課の予定としましては９月17日金曜日、志摩給食として、地元で獲れましたアジの干物の唐揚げと、船越味噌入りの味噌汁の給食が各小中学校で提供されます。続きまして９月21日火曜日、９時から第９回定例教育委員会を403会議室で行います。  資料64ページになります。通学路安全プログラムを８月25日と27日に予定をしております。今年度は阿児地区が番となっておりますので、東海中学校区それから文岡中学校区で予定をしております。８月26日に、いじめ問題専門委員会の今年度の第１回会議を予定しております。  65ページですが、まず８月23日に、養護教諭等研修講座を実施します。講師については、千里金蘭大学の中島教授にお願いしまして、子供たちの救急対応に係ることというテーマで行います。こちらについて、Web会議システムを利用して実施いたします。８月26日ですが、第２回学力向上検討委員会を実施します。授業づくり研修もこの中で行いまして、講師はセンターの山際相談員にお願いしております。場所は、総合教育センターの方で行います。８月27日ですが、教員ICT活用指導力向上講習会を実施いたします。こちらのほうですが、総合教育センターと場所がなっておりますが、コロナ感染防止ということで、Zoomによる遠隔会議の方に切り替わっております。以上です。  資料につきましては、66ページをご覧ください。８月28日土曜日に、市の図書館におきまして、夏休みスペシャルおはなし会というものを開催させていただきます。９月４日の土曜日につきましては令和４年志摩市成人式第１回実行委員会を開催させていただきます。これは実行委員７名の方に応募いただきまして、開催をさせていただくということでございます。９月９日木曜日、波切神社におきましてわらじ曳き神事ということで今年はコロナの影響によりまして、わらじ祭りは中止となりますけども、神事のみを執り行うということで聞いております。９月11日と12日でございますけども、安乗人形芝居ということで、こちらにつきましても、コロナの影響によりまして、奉納のほうが中止になりますが、東海中学校の郷土芸能クラブのですね、発表の場は設けたいということで、中学生のですね、このクラブの方と関係者のみで、奉納をするということで聞かせていただいております。９月16日の木曜日、磯部の生涯学習センターにおきまして、第１回くすのき講座を開催させていただきます。テーマといたしましては、100歳まで歩こう、寝たきりにならないためにということでございます。最後に９月の中旬とありますが、日が決まって参りまして９月21日に第２回第三次子ども読書活動推進計画策定委員会の開催をさせていただきます。生涯学習スポーツ課関連としましては、以上でございます。  ８月12日から９月５日にかけて、都道府県応援のぼり旗の展示を市立図書館多目的ホールの方で開催させていただいております。こちらにつきましては、全国から集まる選手監督を応援するため、市内の小中学生に都道府県の応援のぼり旗を作成していただきました。各地の特産品や観光地、歴史、人物など各都道府県ゆかりの内容を子供たちが考えた作品となっておりますので、ぜひご覧いただきたいと思います。続きまして予定にはありませんが、８月24日火曜日、15時30分から、タケハラ塗建から、ペットボトルの水2,400本をいただくことになりました。そちらの協賛品の目録の贈呈を市長の方にいただくこととなっております。続きまして、９月４日の土曜日、三重とこわか国体・とこわか大会におけるブルーインパルスの展示飛行ということで、会期前協議会に合わせて、志摩市上空をブルーインパルスが展示飛行をすることとなっております。飛行ルート、時間につきましては未定となっております。９月３日には予行演習が行われる予定です。以上です。  以上で、各課からの報告をいただきましたが、一括して質疑を受けたいと思いますが。  （質疑なし）  ないようですので次へ進めます。続きまして、②その他について、何か報告等ございませんか。  事務局。  それでは一番最後のページになりますが、子どもの育ちや学びの支援、志摩市総合教育センター便り第７号についてご説明いたします。今回は８月２日に発行いたしました。表面をご覧ください。６月26日に実施いたしました志摩市就学前教育研修講座の概要を記載させていただきました。研修講座は認定こども園～可能性と向き合う日々～というテーマで、お茶の水女子大学アカデミックプロダクション特任教授の宮里さんを講師として、テレビ会議システムにより実施しました。記載させていただきましたとおり、宮里さんは、国公立幼稚園教諭、お茶の水女子大学附属幼稚園副園長、十文字学園女子大学幼児教育学科教授の職を経て、2016年に立ち上がった文京区立お茶の水女子大学こども園園長を５年間務められ、現在は、運営・保育アドバイザーとして保育に携わっておられます。今回は、保育所、幼稚園、こども園という枠をこえ、「子どもが生き生きと過ごす空間づくり」についてご自身の実践や研究を踏まえ、ご教示いただきましたので、その内容を記載しています。子どもたちが園にいる時間は一様でないと言う現状がありますが、夕方の保育の「コツ」ということで、記載させていただきましたように、没頭を支える、「くつろぐ」を目指す、外で過ごす、自分で決められる生活、このようなことについて実践を踏まえながらお話しいただきました。また「保護者の在り方が多様。顔を合わせにくい」と言う現状がありますが、このような課題に対応するために、「年６回のワクワクデー」の開催や選択制の保護者会などの実践についてお話しいただきました。最後に黒い囲みで記載させていただいたことですが、宮里先生が認定こども園の立ち上げに携わる中で、実感されたことについて記載させていただいております。今回の研修は、認定こども園での実践ということでしたが、「夕方保育」「保護者とのつながり」「子どもの見方」「課題からの出発」など志摩市の保育現場においても共通する事柄が多く、貴重な学びの場となりました。次に裏面をご覧ください。浜島小学校での実践を紹介させていただきました。浜島小学校では６年生が総合的な学習の時間にSDGsについて調べたことをパワーポイントのスライドにまとめ、発表しました。アニメーション機能を使ったり、スライドの背景を工夫したりして、伝えたい内容をわかりやすく一人５分程度にまとめ、記載させていただきましたように、１調べようと思ったきっかけ、２今の様子、３私たちにできること、４まとめというように順を追ってわかりやすく発表していきました。タブレットの操作にもとても慣れており、見せ方の工夫をしながら伝えたいことをわかりやすく友だちに伝えていました。最後に８月の研修予定を記載さていただきました。８月19日までの分は、すでに終了していますが、８月27日(金)の研修につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、リモート研修に変更させていただきました。今回のセンター便りについては以上です。  以上、報告がありましたが質疑はございませんか。  （質疑なし）  ないようですので、その他の協議、報告案件について、これで終わりたいと思います。以上で本日の日程はすべて終了しました。次回定例教育委員会は、令和3年9月21日火曜日、午前9時から403会議室で行います。以上で令和3年第8回定例教育委員会を閉会します。お疲れさまでした。  本日の会議を記録し、署名する。  　　教　　育　　長  　　委　　　　　員 |